

# 使用前確認証

原規規発第23121911号

日本核燃料開発株式会社  
代表取締役社長 濱田 昌彦 殿

令和4年9月16日付けNFD発第3349号（令和4年10月18日付けNFD発第3360号、令和5年8月10日付けNFD発第3515号、令和5年10月4日付けNFD発第3530号、令和5年10月18日付けNFD発第3535号、令和5年10月25日付けNFD発第3536号及び令和5年11月29日付けNFD発第3538号をもって一部変更）をもって申請がありました使用施設等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第55条の2第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）第2条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和5年12月19日

原子力規制委員会